

## 独立行政法人国立女性教育会館における法人文書の開示方法及び開示手数料に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立女性教育会館における情報公開の実施に関する規程（以下「情報公開実施規程」という。）第4条第1項第2号並びに第7条第1項及び第3項の規定に基づき、法人文書の開示の方法並びに徴収する開示請求に関する手数料（以下「開示請求手数料」という。）及び開示実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）について定めるものとする。

(法人文書の開示の方法)

第2条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- 一 文書又は図画（第2号に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（情報公開実施規程第7条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号に定めるもの）
  - 二 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの
- 2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。
- 一 文書又は図画（第2号に該当するものを除く。） 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの
  - 二 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
- 3 次の各号に掲げる電磁的記録についての情報公開実施規程第7条第1項の別に定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- 一 録音テープ 次に掲げる方法
    - イ 当該録音テープを専用機器により再生したものの聴取
    - ロ 当該録音テープを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分ものに限る。別表の3の項のロにおいて同じ。）に複写したものの交付
  - 二 ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
    - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
    - ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分ものに限る。別表の4の項のロにおいて同じ。）に複写したものの交付
  - 三 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法
    - イ 当該電磁的記録をA3版以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
    - ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付け

られているものに限る。別表の5の項のロにおいて同じ。)により再生したものの閲覧又は視聴

- ハ 当該電磁的記録をA3版以下の大きさの用紙に出力したものの交付
- ニ 当該電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。別表の5の項のホにおいて同じ。以下「CD-R」という。)に複写したものの交付

(手数料の額)

第3条 情報公開実施規程第4条第1項及び第7条第3項の別に規定する開示請求手数料及び開示実施手数料の額は、それぞれ次の各号に定める額とする。

- 一 開示請求手数料 開示請求に係る法人文書1件につき300円
  - 二 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)。ただし、基本額(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「法」という。)第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。)第12条の2第1項の規定により行政機関の長から事案が移送された場合(次のイに掲げる場合を除く。))を含み、次のイからハのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該イからハに定める額。以下この号において同じ。)に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。
    - イ 法第12条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等から事案が移送された場合(ロに掲げる場合を除く。) 当該独立行政法人等が法第17条第1項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料の額に相当する額(以下この号において「開示請求手数料相当額」という。)
    - ロ 法第12条第1項の規定に基づき他の独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合 開示請求手数料相当額のうち会館が分担するものとして、当該独立行政法人等と協議して定める額
    - ハ 行政機関情報公開法第12条の2の規定に基づき行政機関の長から行政文書の一部について移送を受けた場合 300円のうち行政機関情報公開法第14条の規定に基づき開示を実施する行政機関の長が分担するものとして、当該行政機関の長と協議して定める額
- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を一件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

- 一 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書
- 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

附 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条第1項第2号関係）

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画 (2の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機で用紙にモノクロでコピーしたものの交付	用紙1枚につき10円(A2判については40円、A1判については80円)
	ニ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円(縦203mm、横254mmのものについては、520円)に12枚までごとに760円を加えた額
二 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦203mm、横254mmのものについては、430円)
三 録音テープ	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
四 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
五 電磁的記録(3の項又は4の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルごとにつき410円
	ハ 用紙にモノクロで出力したものの交付	用紙1枚につき10円
	ニ CD-Rに複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
備考 1の項ハ又は5の項ハの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		